

独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会（第17回）議事要旨

1. 日 時 平成20年10月6日（月） 10:30～12:30
 2. 場 所 学術総合センター1112会議室
 3. 出席者 阿知波、猪木、岡澤、川村、北原、高坂、河野、古城、島田、城山、瀧田、
二宮、丸山、六車、米山の各運営委員
（荻上、上條、中島、西村、濱田、安原の各運営委員は委任状提出）
木村機構長、川口理事、工藤理事、後藤管理部長、小杉評価事業部長、
ほか機構関係者
 4. 機構役職員の異動について
工藤理事から、平成20年7月10日付で異動のあった機構役職員について紹介があ
った。
 5. 第16回運営委員会議事要旨について
確定版として配付された。
 6. 議事
 - (1) 教員の選考について
 - ①専任教員
評価研究部及び学位審査研究部教授候補者各1名の選考、並びに評価研究部助教2
名の准教授昇任について審議が行われ、原案どおり承認された。
 - ②客員教員
評価研究部及び学位審査研究部客員教授候補者各1名の選考について審議が行わ
れ、原案どおり承認された。
- (○：運営委員、●：事務局 以下同じ)
- 新たに委嘱される学位審査研究部の客員教員の仕事は、どんな内容になるか。
 - 中国における多様な学修履歴に基づく学位授与申請が少数ながらある。機構において
調べることができるものもあるが、難しい場合もあるので、専門の先生に機構が授与す
る学位の基礎資格に該当するか、きちんと学位に続く学修であるか調査いただく。当該
候補者については、これまでもいろいろ協力をいただいております、学位審査研究部が中国

を訪問して調査した際にもご同行いただき、いろいろ便宜をはかっていただいたので、今後は客員教員となっていただき、一層連携を深めたいと考えている。

- 中国で学修されて、機構に学位授与を申請された方について、学位授与後の日本との関係を客員教員となる方がお調べになっているということであれば、それをさらに進めて日本と中国の国際的な大学間交流のようなものに対して、非常にいい情報発信ができると思う。
- 確かにそのとおりである。共同研究のようなことも可能である。

(2) 会長一任による各種委員会委員等の追加発令について

国立大学教育研究評価委員会専門委員2名について、会長一任により追加補充を行った旨の報告があった。また、欠員補充などの場合については、従前と同様に会長に一任することとされた。

(3) 平成19年度に係る業務の実績に関する評価の結果について

文部科学省独立行政法人評価委員会において審議された、平成19年度に係る業務の実績に関する評価の結果について報告が行われた。併せて、機構の次期中期計画を考える際の留意事項について説明があった。

- 前回の運営委員会でも申し上げたが、全部A評価というのが気になるが、さらにSが加わったのは良い。前回の資料では他の法人との比較が可能だったが、今回の結果は他の法人と比較してどうだったのか。また、機構について審議した委員の名簿があるが、他の法人も同じ委員が審議を行ったのか。
- 文部科学省内の評価委員会はピラミッド状に組織されている。まず全体の親委員会があり、その下に高等教育分科会があり、その下に大学支援関係法人の部会、さらにその下に当機構の作業部会がある。当機構の作業部会の委員では分科会長が他の法人の審議も兼任しているが、他の2名の委員は他の法人の審議は担当していないと思う。
- 高等教育の大学支援関係では、当機構を含めて4法人があるが、その中でSの評価を受けているのが当機構のほかに1法人で1項目ある。また、全体として大部分の項目についてはA評価であるが、他の3法人については1項目ないし2項目がBの評価を受けており、1法人についてはC評価が1項目ある。4法人の中でB評価がないのは当機構だけとなっている。
- 民間の認証評価機関と機構が現在どのような関係にあるのかよくわからないが、これまで機構は優れた認証評価機関として認証評価の方法を開発、蓄積してきているので、独立行政法人整理合理化計画の閣議決定以降の機構の在り方として、そのノウハウなどを積極的に民間にトランスファーしていくのかどうかという点について十分検討する必

要があるのではないか。

- 現在、他の民間の認証評価機関は私どものような調査研究部門を持っていない。これは大きな問題であり、どの国を見ても評価というのは絶えず進化をさせているので、機構が認証評価を降りるわけにはいかないと考えている。

(4) 評価事業及び学位授与事業について

評価事業及び学位授与事業の状況について報告が行われた。

- 法科大学院については定員割れの問題や、司法試験の合格者数の問題など、国民的な関心が非常に高いと思うが、大学院を終えた出口のところで資格試験が待っているような場合、認証評価結果は合格者数や合格者の適格性に関して今後の議論に影響を及ぼしうるような報告になるのか。それとも、カリキュラム等、学生の卒業時点ないしはその直後のパフォーマンスとは独立に評価されるのか。
- 法科大学院は本来司法試験だけをイメージするのではなく、日本にできるだけ幅の広い法律家をつくらうということでスタートした。そのため評価においてはカリキュラムをきちんと見て、本当に所期の目的が実行されているかということに注視すればよいと思うが、世の中は司法試験の合格率で判断を強いる傾向にあり、評価委員会の委員も非常に苦悩されていると思う。
- 法科大学院における教育と司法試験との関わりという問題もある。法科大学院では法曹になるための望ましい教育が一般的に行われているということを前提として司法試験が行われており、司法試験で法科大学院における教育全てを見ているわけではない。認証評価は法科大学院のあるべき教育がきちっと行われているかどうかを見るものであるが、司法試験はいい教育をすれば必ず合格するというものではなく、選抜試験なので、評価結果と司法試験の合格率にはずれが出て当然だと考えざるを得ないと思う。
- 福田前総理の功績として消費者庁を作ったことがあると思うが、今後はカスタマーサティスファクションの問題が問われるようになる。法科大学院についても、アプリケーションのほとんどは法曹職に就きたいという消費志向で入ってくるが、認定機関が大丈夫と言ったのに、司法試験に合格できないというのはいかがなものか。私立大学についても似たような問題があり、多くの私立大学が抱えている定員割れという問題が継続して、経営不振になった場合、卒業生が卒業証明書を出してもらおう機関がなくなってしまうおそれがある。あれだけ権威のある機構が評価して大丈夫だと言ったから、うちの子供を法科大学院に入れたのに、気がついてみたら試験に受からなかった、もしくは、私立大学に入れたのに、その大学はつぶれていたということになりかねない。消費者庁ができた社会的、時代的な背景を念頭に置くと、もう少しカスタマーオリエンテッドな発想で、踏み込んだトータルなエバリュエーションを機構が行っていくべきではないか。

- 私も同じような危惧を持っており、日本人のリーガルマインドを向上させるという理念のもとでロースクールが設立されたという正論はよくわかるが、非常にいいと評価された機関から、実際に法曹界で実務に携わる方が出ないというのも妙な感じがする。評価結果と司法試験合格率は全く同じ関係ではないと思うが、相関しないというのはやはり妙だと思うので、評価の司法試験への影響力について考えるか、ロースクール設立の理念に基づいて、機構が関与するのはカリキュラム等の評価までと割り切るのか、少し覚悟が必要な気がする。
- その辺は相当考えていかないといけない。国の制度設計そのものとの関わりもある。法科大学院はきれいな理想のもとにスタートしたが、そこに司法試験という実態もあるので、それとどう関係させて評価を組み立てていくかが問題である。委員がおっしゃったカスタマーサティスファクションの問題もあり、非常に厳しい問題である。
- 法科大学院の認証評価は、いわば最低ラインを定めているようなところがあり、それをクリアするのがまずスタートであって、その上でどう評価されるかが問題となる。基本的には司法試験の合格率が低いところは、基準ぎりぎりのところは超えるけれども、全体として高い評価にはならないであろうと思う。現在文部科学省の中の委員会から先頃出された中間報告においても、各大学院が合格率も含めて考えて、定員削減を検討することも必要ではないかということを行っている。今後は規制緩和のもとでの自由競争のような形で落ち着いていくところに落ち着いていかざるを得ないのではないかと。
- 例えば40歳の方が大学院を志望し、大学の卒業証明書の提示を求めたがすでにその大学がない場合、将来的に機構が肩代わりできるのか。
- 現在はそういうシステムにはなっていない。中教審でも委員のご指摘のような事態に対してセーフティネットをちゃんと準備すべきだという議論が一時期出ていた。事態が深刻になってきているので、その辺も考えていかないといけない。
- 現在の卒業証明書関係は、都道府県立の高校であれば、行政庁の都道府県なりが引き継ぐことになっており、学籍簿を保管して、証明書も出せる体制をとっているはずである。私立の場合は、他の私立学校法人が引き継ぐことができれば引き継ぎ、それができない場合は行政庁が責任を持って引き継ぐというシステムになっているので、卒業なり学籍なりを証明することは半永久的に可能になっているはずである。

7. 次回の運営委員会は、機構の事業の進捗状況をみて開催することとし、日程については、後日事務局より連絡することとされた。

以上